

# 校訂『犬山里語記』（巻の十一・十二）

日比野 晃

## はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・大島家蔵写本・犬山北小学校蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

- 一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。
- 一、変体仮名は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には必要に応じて濁点を施した。
- 一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。
- 一、明らかな誤字・脱字は断りなく訂した。しかし誤字と思われるものには右横に（ ）を付けて訂し、脱字・脱文であると思われるものには（ ）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

一、衍字は訂さず、底本のままとした。

一、闕字については一字あけをしなかった。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（ ）を付けて補った以外は、そのままとした。

一、以上のうち、底本に掲載されている証文については、句読点を付したが、変体仮名等は改めなかった。

なお、本文の語句の注および校異は、語句の右に（ ）をつけて番号を付し、各巻の末尾にまとめて記した。

犬山北小学校蔵写本（以下、犬山北小本という）では、文章・表現法・内容の順序が底本と異なっている部分があり、またその拾遺の内容が底本の拾遺以前の巻の本文に記載されているものがある。従って犬山北小本と底本との細部の校異はとりあげなかった。

『犬山里語記』は、一八二六年（文政九）に全十二巻が犬山城主に、また草稿十一巻が尾張藩に納められた。その後一八二八年（文政十一年）以前に名古屋市立博物館蔵本（犬山北小本グループ）が書き上げられ、その後に赤堀家蔵本（底本グループ）が完成したとみることができる。

犬山里語記 卷の十一

諸問屋・株商売の部

問屋

上本町 市郎右衛門

居宅は御普請にて、問屋役は一代勤なり。諸役御除、殿様へ御目見仕、国侯御能の節、拜見に罷出候。

右問屋役、上本町にて町代支配五人組にて罷在候処、当代、市郎右衛門(自)一分一札差出しに相成候て、文政十二年丑十二月十八日、旅帯刀、平日苗字御免に相成、加藤市郎右衛門と名乗る。<sup>(1)</sup>

定

- 一、海道荷物等無遅滞、糞抹ニ取扱申間敷事
  - 一、商人荷物等、馬割順番ニ附候而、遅滞無之様ニ取扱可申事
  - 一、当地小駄賃之儀も右馬割ニ致、過不足無之様取扱可申事
  - 一、海道荷物并商人荷物附出し上まへ之儀、相定り之外ニ一錢も取申間敷(候)事<sup>(2)</sup>
  - 一、諸荷物、荷主と相對附ニ致間敷候事
- 右之趣堅相守、問屋指図を請、毛頭違背致間敷候、勿論問屋前ニおゐて無礼無之、口論かましき義致間敷者也

戊閏二月 宝曆四年の戌也

右問屋の事はふるく見へ侍れども不詳。御先代にも有しことなるよし聞へける。しかし、羽柴筑前守様御通行の節、庄屋梅村太郎左衛門へ人馬御頼の事見侍れば、其節(に)問屋なしと思へり。<sup>(4)</sup>寛文年中に当地駄賃上げの事有。延宝七年に問屋長兵衛え馬さし給分老兩被下置候事。元禄元年に長兵衛代替り願に付、粹孫七郎を長兵衛と改名にて被仰付。同三年七月四日に長兵衛、役義御引上げ、跡役、上本町清治郎に被仰付候。元禄七年正月廿六日に川出し荷物・馬士共順番に相成候事。二、三年前より在々所々え馬にて附出し候米・麦・大豆・粟・稗等に至迄、一駄に付三文宛馬方手前より売主へ請取置、清治郎へ可相渡答に候。元禄六年酉十二月に伝馬廿八疋、内老疋は問屋馬(に)なる。<sup>(5)</sup>

伝馬当り候村々

- 羽黒 河北 下野 木津 富岡 搭野地 和田勝佐 小杵
- 草井 兩般若

右は元禄七年戊七月十一日に御書付出候。

一、宝永三年戊十二月、清治郎病氣に付願出退役被仰付。跡役、粹清治(6)に被仰付候。享保十四年酉六月、清治郎退役、中本町忠助に跡役被仰付候。先代には固無御座候処、此節より始めて固の義被仰付、御役家様方、上本町町代差添にて御礼に廻る。<sup>(8)</sup>同十七年に病死仕、跡役相定候迄、清治郎に仕埋被仰付候。同年六月四日、中本町蠟燭御用達長兵衛に被仰付候。惣治郎(9)、助成無之に付此惣治郎と申は、長兵衛の替り名歟相勤がたく申上候。仍て博奕目付被仰付候。寛保元年酉五月廿二日

退役願相済、跡役、練屋町利兵衛へ被仰付候。助成無之に付、米式石五斗づつ可被下置旨被仰出候。寛延弐年に御取上げ被仰付、老石五斗づつ被下置候。宝曆弐年申正月廿九日退役跡、下本町弥五八(一)に被仰付候。老石五斗づつ是迄の通被下置候。同年申四月、弥五八病死。悴へ仮問屋被仰付候。同年五月に跡(役)五兵衛(二)に被仰付候。右五兵衛相果申候(三)に付、当時魚屋町清左衛門へ仕埋被仰付候。宝曆四年戊閏二月十一日、中本町市郎右衛門へ被仰付候。同年(四)に市郎右衛門より荷物附の商人宿仕度旨、願によつて相済。宝曆五年亥二月、市郎右衛門願に付、川上げ・川出しだちん十八文に相定候処、木戸外余坂・外町・出来町三ヶ所、四文増しに相成候。

一、宝曆五年亥九月、市郎右衛門願によつて、他所へ送(り)荷の節、苗字認候事御免并出火の節、火事羽織着用の願相済。地白、立浪の模様、多りは黒と被仰付候。

一、宝曆十年辰五月、市郎右衛門へ日役老人づつ毎日被下置候。帳付・馬指・問屋役共相勤候様被仰付候。是は同年九月に相止候。

一、宝曆十一年巳冬、問屋給分三両被下置候筈に被仰付候。

一、宝曆十三年未六月十三日、市郎右衛門より馬士共願にて申上候は、勝山出し荷物山坂通ひ申儀、是迄無難に通(ひ)申に付、心祝につがの尾山の観世音へ馬の塔出(し)申度、右序に産社并常満寺観音へ引渡し申度旨願出候。御聞濟にて六月十七日・十八日(に)引渡す。

一、安永三年亥五月、売荷物駄賃三文相増候。

一、市郎右衛門願に付退役。悴卯左衛門へ天明二年寅正月廿一日、跡役被仰付候。寛政六年三月廿九日に病死仕、同五月十九日、弟仁兵衛へ被仰付候。兩人とも市郎右衛門と改名仕候。文化十四年丑九月廿七日に退役、跡は養子喜藤治へ被仰付、市郎右衛門と改名仕候。

一、問屋人足に付、延宝三年国侯御成の節、人足出し不申。前方一岳様御意の趣、書付の事ありと云也。

一、問屋麻運上の事、享保六年丑十二月に三貫文づつ差上候処、五十年以前の由。其後、麻不参候に付御断申上、相止み候事。右御運上の義は御城留に三十貫目と有之旨被仰出候。

一、右麻荷の事は往古より中山道伏見宿より太田・善師野へ付送り、犬山より船下しと相見得候。右荷物、伏見宿より太田宿へ付送りし故か。正徳の比か、町方御同心前野十右衛門・増田三郎治、伏見へかけ合に御越し有りて、伏見宿の問屋、誤証文をさし出したるといふ事、里語に聞侍る。

一、たばこ荷物の事は  
御産物問屋  
上本町 榎屋利兵衛  
同町 綿屋太兵衛  
練屋町 三井屋佐七

一、享和三年亥九月廿三日に被仰付候。右の内、佐七は取扱所と被仰付候。三軒共、御纏・御挑灯等も被下置候。

始りは油問屋の趣にて有之処、文化元年子二月廿五日御産物に被仰付、同四月六日にかけて札被下置候。右印鑑、川下しに

付、北方御役所へ六月十八日に引合となる。

荻問屋

御運上の儀、代金老両に付銀老分宛上納の極。むかし魚屋町より出願にて、享保八年卯二月願済。宝暦六年子六月廿三日、魚屋町与兵衛儀、同町藤八・甚蔵え右株讓申度願済。文化十二年亥九月、上本町吉田屋喜右衛門株を中本町小沢屋万助へ譲り願相済。右万助株を文政七年申正月、親類問屋市右衛門へ譲り願相済む。

明和の比、魚屋町米田屋善兵衛・練屋町大黒屋弥右衛門等、荻問屋いたし候。

文政四年、練屋町大黒屋弥右衛門等荻問屋株、<sup>(和泉屋)</sup>泉つや善八休株弥右衛門へ戻し、右問屋・仲買の者十五人相済。文化十式年十一月十三日なり。

串柿問屋

中本町 清治郎

米問屋会所

寛保二年戌十一月、魚屋町平右衛門・徳兵衛・藤八、練屋町利左衛門等願有之、本紙一通に付拾石立、御運上銀五分づつ可奉指上の極にて相済。寛延二年巳十二月、名古屋大曾根坂上町儀左衛門引受、右の所へ会所引申度旨願相済不申、同四年未七月又々願出、御聞済に相成候。御運上金五拾兩づつ年々可奉差上の旨申出候。

麦会所

享和三年亥五月願済、同十八日に御奉行所にて本紙元支配人小嶋弥五右衛門・犬飼藤九郎へ被仰付。年行司役、朝福屋源六・万屋利左衛門。取締役問屋、市郎右衛門・梅鉢屋久吾。世話人、和泉屋善

八・武蔵屋良助・三井屋卯兵衛。仲買、嶋屋与八・綿屋太兵衛・白屋太四郎・米屋久四郎・三井屋佐七・木屋治郎七・紙屋庄蔵。右の通役懸り等被仰付、丸屋平兵衛所にて会所相立、六月朔日に立会い。商繁昌に付、小株の願も追々有之、大小仲買四拾人余となる。昌成日は米数三万式千何百石も商ひ有之候。右会所の儀は麦と名目にて米并諸穀等御聞済、綿の商等も致候所、文化五年辰十月改革、御役所御支配となる。辰十二月に御蔵米懸りにも<sup>(候ても)</sup>宜<sup>(敷)</sup>御沙汰有之、文政元年寅九月八日休場に被仰付候。元株はその人々に株居り、小株は御引上に成。

菟蕪芋問屋

一、宝暦十三年未二月願済

練屋町 讚岐屋八左衛門

挽木・檜木丸太

一、寛延二年巳十一月願済<sup>(25)</sup>

外町 定 七<sup>(27)</sup>

竈石問屋

一、むかしより犬山にて問屋いたし、善師野御山内にて彫出し来り候。併、自分問屋にて五十年來の処、数多有之。予が少小の比よりは枝町善蔵、横町にて米沢屋久右衛門出店并小口屋新兵衛、練屋町三井屋三左衛門、鍛冶屋町包重左衛門、外町楠屋市郎右衛門、下本町鍋屋金八、上本町嶋屋与八・吉田屋喜右衛門・同治助等なり。然る処、中本町梅鉢屋久吾・下本町沢屋平右衛門等、右問屋仕候節、文化五年辰十二月奉願、善師野御山より出候分、年に金式歩づつ御益銀上納にて問屋相勤候。平右衛門相休候に付、久吾、兩人分御益銀上納来り候。平右衛門株の儀は名跡相立候ま

で休株願に候。しかる所、中切村庄右衛門に新規株御免被下置候。

仍て御運上、久吾・庄右衛門等より相勤。文化十四年丑三月、久

吾願にて、濃州可児郡明荷村にて新規彫被出候。竈石問屋久吾

人にて相勤候。此は益銀五匁上納仕候。(文政元年寅より)久吾願

にて、善師野より彫出しの分計り中本町吉兵衛へ五ヶ年の間預け

株に仕候。同四年巳九月、吉兵衛より菅刈山竈石問屋奉願候。巳

年十一月、三ヶ村より出候石改役、善師野寺洞組治平へ被仰付候。

宍駄に付一厘宛、歩持は三荷にて一駄の積り。右竈石の儀に付、

名古屋材木町平野屋多吉より巳年十二月かけ合有之。其後、名古

屋へ引合に成候処、不都合故、同午十一月より久吾株、下本町和

兵衛へ譲り、(但し、善師野村中切組より出候分計り吉兵衛へ譲り)

願済。

一、文政六年未七月廿三日、竈石の儀、御産物名目願済。<sup>31)</sup>

右、和兵衛・吉兵衛・庄右衛門株等、問屋市郎右衛門へ一緒に譲

り受願済。

灰問屋

一、宝曆九年卯三月廿日(に)願済。<sup>32)</sup> 灰小家の儀は本家より十間隔

て可作の筈被仰付候。願主は外町

鮎・鱒問屋

讚岐屋八左衛門

亀屋仁兵衛

越後屋源右衛門

生鯖・海草類(問屋)<sup>33)</sup>

魚屋町

鈴木屋嘉助

御条具屋

武蔵屋良助

右(は)文政七年申十一月十三日被仰付候。<sup>34)</sup>

御着問屋

天保二年卯八月三日、着問屋株御免にて丸一印御用てうちん相済

候。

古道具問屋

串柿問屋

生柿問屋

余坂村にて年々問屋相勤、御運上銀十五匁(づつ)上納仕候。<sup>35)</sup>

西瓜問屋

右は出来町にて年々いたし来候。御益銀なし。問屋運(上)年々

錢五貫文、秋葉堂修理料(に)仕候。<sup>36)</sup>

注

- (1) 犬山北小学校謄写本(以下、犬山北小本という)には、この註の記載はない。
- (2) 犬山市立図書館蔵写本(以下、犬山図書本という)・大島家蔵写本(以下、大島家蔵本という)。
- (3) 同右。
- (4) 犬山北小本にはこの記事はない。
- (5) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (6) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「清助」。
- (7) 犬山北小本では「六月三日」。
- (8) 犬山北小本では、「問屋被仰付候に付、御役家へ町代差添にて御礼に廻る。」
- (9) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「惣四郎」。
- (10) 同右。
- (11) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。
- (12) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「同四年酉四月」となっているが、宝暦四年は戌年であり、宝暦の酉年ならば三年である。
- (13) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。
- (14) 犬山北小本では、「悴五兵衛」。
- (15) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (16) 犬山北小本では、「同年五月」。
- (17) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (18) 同右。
- (19) 犬山北小本では、「前方一岳様御意の趣、書付の事、寛政七年卯七月に有。」となっている。
- (20) 犬山北小本では、この項については「麻荷物<sup>(マモノ)</sup>の事はむかしより追々御懸合も有之事に候。」とのみある。  
 なお、同本では次の御産物問屋の前に次の記事がある。  
 「挽板問屋 上本町市郎右衛門  
 御運上銀年々  
 元禄十年丑十月、問屋清治郎より松板商<sup>(マツイ)</sup>ひ致せ申間敷旨願の趣御調の事、又、元文五年、問屋惣四郎より杉板問屋願の趣相済不申事、宝暦二年申に板問屋中本町市郎右衛門といふ事見へ傳る。」
- (21) 犬山図書本・大島家蔵本では次の記載になっている。  
 「文政四年、練屋町和泉屋善八休株にて元株同町大黒屋弥右衛門へ戻し願済。  
 一、右問屋・仲買の者十五人相済、文化十三年亥十一月十三日なり。」  
 犬山北小本では、次の記載になっている。  
 「文化十二年亥十一月十三日、眞仲買十五人願相済。文政四年、練屋町善八休株にて元株同町弥右衛門へ戻し度願済。文政七年申正月、中本町清治郎、親類市郎右衛門に譲り願済。仲買十五人より上納十五匁づつ相勤申可願の趣相済候。  
 同年申二月八日」
- (22) 犬山北小本では、「五月十三日」。
- (23) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。
- (24) 同右。
- (25) 犬山北小本では、これに続いて「麦に不限、諸穀・綿等に至迄商の事御聞済有之。」と記載されている。

- (26) 犬山北小本では、この項以外にも次の記事がある。  
「一、寛延二〇年<sup>(マツ)</sup>に外町古木屋定七所へ松挽板を買、川下し附候処、中本町市郎右衛門差留候。定七は十ヶ年以前より願ずみ取扱候事、市郎右衛門四ヶ年以前願濟といふ事有。板問屋は市郎右衛門取成るよし。」
- (27) 底本では、「外町 定七」が書き落されている。
- (28) 犬山北小本では、「三月七日」。
- (29) 犬山北小本。
- (30) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (31) 犬山北小本では、「但し、中切組より出候分新六へ譲り」と記載。  
「名古屋元材木町平野屋多吉所へ差送りに付、問屋新六・治郎右衛門・和兵衛ども、瀧野御氏に随って名古屋太吉へかけ合にまかり出で候。」
- (32) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (33) 同右。
- (34) 同右。
- (35) 犬山図書本・大島家蔵本では、「十月十三日」。
- (36) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (37) 同右。
- (38) 犬山図書本。

大山里語記 拾遺前編<sup>(1)</sup>

犬山の中古は親王の御領とかや。

後醍醐天皇の第三皇子一品親王也。御母は贈従二位藤原為子、権大納言為世卿の女なり。尊澄と申ける。天皇、隠岐国へ遷幸の時、この君も宅間え移されさけ給ひける。元弘三年還御の後、御還俗にて宗良親王と称し、一品中務卿に任じ、征夷將軍に補して東国にまします。遠江国にては伊井宮と申奉る。近江(国)<sup>(2)</sup>打出の浜より御船に召れ、美濃路を過ぎ給ひ、尾張の犬山に渡らせける。犬山は御領知也と云之。弘和三年、新葉集を撰び給ひて奏せ給ふ。其(後)<sup>(3)</sup>、遠江国伊井の谷にて隠させ給ふ。御年七十三。冷湛寺殿と申奉る。

御子尹良王は、はじめ南朝に仕て正二位権中納言。天授五年、芳野山へ上らせ給ひて二品親王の宣下を蒙らせ、其後永三十九年、信濃国並合の卒、大原にて隠させ給ふ。大龍寺殿と申奉る。

御子良王主、是を薨逝の後、瑞泉寺殿と申奉る。明応元年三月五日に逝す。御年七十八。同三年五月に津嶋天王御社内に社を建て、御前大明神と称し奉る。予稽ふに、此君を瑞泉寺殿と申奉るは瑞泉寺御建立の御方なる歟。時代も符号す。且つ、地山を寄附したるは内田左衛門治郎と云もの也。<sup>(4)</sup>此人、親王家に仕奉りて後ち内田むらにありしや。地下の名にあらば治郎左衛門といふべきを、左衛門治郎とはいづれ官人の名なるべしと思へり。<sup>(5)</sup>

一、神主赤堀氏は往昔、八幡宮の社務なる歟。小笠原様御証文に、

八幡宮井白山宮、御領の宮と有。<sup>(6)</sup>是は慶長年間に(て)、<sup>(7)</sup>本宮山より御遷座の以前なり。八幡の社地(へ)<sup>(8)</sup>御遷座まします。又云、八幡宮も外町より御遷座有し事なり。今の御社地はむかしより御領宮まします所なる歟。この御領の宮も久しく廃社と成りて、前神主長門守輝信これを再建し奉ると云。当(社)<sup>(9)</sup>のむかし鐘有、これを妙感寺に贈る。昔し、此鐘の鳴り声を近村に聞く人、御領殿のかねが鳴んと唱ふ由つたえ侍る。<sup>(10)</sup>

一、産神大祭の節、御道通行やらひ結ぶ事は、むかしいづれのころにや。群集の中に或る御侍の手うち有りて、<sup>(11)</sup>それよりやらひを結ぶと古人の申つたえける。此釘難はみのの国加茂郡の者にて、式人きられたるよし。御侍は新道側の御同心の若旦那、いまだ前髪の御方也。その名不知 余坂口にて無礼・雑言を働く群集にして、つい見失ひたもふ。かしこにありやと尋ね歩き給ふに、かち屋町を下りて宮の後にて見当り、中本町へ出し所を式人共手うちにし給ふて屋敷に帰り、直に前髪をおとし元服して、右の趣を達し給ふと、むかしの人の物がたりに伝へける。其死骸片付の事等はいかがしたるやしれず。

一、宝暦年中、丹羽郡桑田村の内鶏冠山にて金掘と云事有。終にこがねはほり出さず、人の手より多くのこがねを掘出したると云。志賀忠七と云西国の者也。前条の事は、とさか山の卒(に)<sup>(12)</sup>年老たる婆子あり、茅を束ねて家とす。忠七、或年こゝに來りて婆子に一夜の宿をたのむ。未明に起出て鶏冠山の運氣を伺ふて立去りぬ。又、翌年其頃に來りて一宿の宿をかり、未明に起出てとさか



山の運氣を伺ふ。婆子、何ゆへと尋ければ、此山によきかなづるありて見待れば、去年も来りておせわに預り、又来りて暁の運氣を見るに相違なし。いまだ年若けれどもその金づるのある事、旭の光を気ざしにするし、是は尾州様の御領<sup>(山)</sup>にて有べしと尋ければ、婆云く、これは犬山様の御領にて当村の庄屋せわ仕<sup>(ける)</sup>御山にてこれある旨申ければ、扱は犬山様にはよき御山を御持被遊候事かなと称美し、此山を掘ば大なる幸ひを得んもの也とかたりて立去りぬ。又其翌年、楽田村庄屋所へ来りて委敷とさか山の事を承りて去りぬ。其後四、五ヶ年の後、鶉沼宿より御<sup>(当)</sup>地へ申来りて金掘のはじまりたり。かゝりの者、宿は余坂村伊勢屋長右衛門、苗字・帯刀御免にて飯沼長右衛門と名乗。此節御儉約中にて地木綿・地布の外着用不相成処、長右衛門儀は絹布着用にて有之候。医師には神原一養、吹華吹には外町忠兵衛・名栗町甚八・中切村権六等也。其外、諸事用達所迄も被仰付候。忠七、金錢を遣ふ事は水よりも安し。獅子神楽、一日舞して小判老兩を呉たり。こゝに不思議成事は、名古屋住人<sup>(よし)</sup>嶋屋佐兵衛といふもの、其歳元日の初夢に、<sup>(こ)</sup>がねのにわとり、北の方にて時を作ると夢見たり。しかるに楽田鶏冠山にて金掘の始りたり。吉事なる哉<sup>(と)</sup>急ぎかけよりにこれにくみす。終に大なる金を掘出されたとかや。

一、薬師寺南門前人家の事は、両脇寺領の内、東西三十三間・南北三拾五間、庄屋孫右衛門借<sup>(り)</sup>受、人家取建願、文化六年巳四月廿一日に相済。同年八月中旬に家一軒取建、夫より追々に造り

増し候。尤、木の下の村属也。

一、木の下村西新屋敷は文政三年辰七月願済。翌年巳二月より追々家造る。

一、御当地にて寺社御奉行のはじめは、享保廿一年二月十五日に榎本八郎左衛門え被仰付候。

一、文化十三年子閏八月、元柳原御役所御支配の内、左の村々、犬山御代官御支配に替。

高三千五拾九石四斗八升七合

羽黒村

高五百八拾五石六斗式升

野口村

高八十五石五升五合

二の宮村

高五拾石式斗六升

安楽寺村

高百廿六石九斗老升式合

富士村

高五百式石六斗八升五合

今井村

高九百四拾石式升

善師野村

高五石七斗九升八合

同村 辰新田

高百三十六石式斗九升五合

栗栖村

高千九拾六石三斗老升七合

塔野地村

高三百拾四石老斗六升式合

富岡村西方

高九百廿三石七斗五升式合

河北村

高千百四拾五石三斗六升式合

下野村

高四百七拾六石六升五合

古知野村

高百六拾七石三斗九升七合

中奈良村

高四百四拾七石三斗式升五合

和田勝佐村

高百七拾四石壹斗九升五合

小杵村

高五拾九石八斗七升五合

草井村

高三石八斗四升式合

岩手村

高百九石七斗七升式合

下般若村

高三拾石壹斗壹升

中般若村

高七拾六石式斗壹升七合

犬山羽根村

高百廿式石七斗四升四合

木津村

高合、壹万六百四拾石式斗六升七合

右の内、羽黒村より下野村迄は元羽黒方の内、中奈良村より

木津村迄は岩倉方の内なり。

一、文政六年末七月、薬師寺東六反田といふ所より、昼九つ時に畑のごとく気立登る。夫より富岡村の方さして行、其道筋は田の稲に跡見へて、何さま龍の出る事かと評したり。

一、同七年申三月下旬、七軒町大泉宮御社地大樹の上より、真白の

気式筋天に登る。何といふ事しる者なし。

一、安永二年の冬、飛弾騒動といふ事有り。十一月十九日夜深く、俄に騒動し何事かは不知。式百年来櫃に納りし甲冑・軍賤の動き出して、御城よりは御足軽具足等御出し有、追駈の御役所はじまり、軍の起りたる人々驚きあはてる人も多かりける。御城下、木戸／＼を固め木戸ある町は身拵して、奇棟にて固めたり。口々には追駈の役所立て、夫々御定の役所に出させ給ふ。栗須のわたり・つがの尾口・善師野等え御役人御出張あり。町々もみな身固して棒を持、その陌を固めたり。鵜飼町川戸御番所は町方にて、御奉行衆昼夜共御出張。陌・

村々御廻りは町奉行所御目付井御同心の肝煎役。右三役は馬にて四半を為持、具足櫃を為荷、昼夜とも御廻り有。当節の御城代飯田久左衛門御一人にて、町(御)奉行は岩田又左衛門・高田専右衛門の御時也。かゝる所、十九日夜、外町喜左衛門所に飛州の参宮人廿人計り止宿す。廿日暁天に岩田又左衛門、騎馬にて御足軽廿人に火縄付の鉄砲を為持、右飛州人を(鵜飼町)川越候様、早々取りの出立可仕候旨被仰渡。喜左衛門、表口を固め、右飛州人を川迄御送り出し有之候。

小子、天明年中、飛州高山へ遊行す。かの騒動はいかなる事にてぞと途中止宿の所にて尋ねければ、答云、元来当国は元高式万四千石余りの国也。しかるを金森様の御時、三万四千石に竿入し給ふ。又、四万石以上の国となる。其上、又候諸役かゝりて国民穩ならず。高山御郡代大原(御)氏の時也。或富家のもの三人申合、米を大に買入し、近辺の農民これを憎み、党徒し高山に押寄せ其富家を毀ち、御郡代これをいきどほり、郡上・岩村・苗木・大垣等(へ)御奉書遣し、軍役を招き給ふ。霜月十五日と申は、例年一の宮水無瀬の神社へ参籠(し)、日待を営む事人数多かりけり。郡上の物頭は龍ヶみね越しに來りて、十四日七つ頃に高山へ参着す。御郡代の(仰られ)言れ候には、既に今後一の宮に日待を唱(と)て百姓ども立こもる沙汰なり。早々かの地に向て追拂ひ給へとありければ、一里の行程急ぎ馳(向)て、水無瀬川の辺り少し野方のある所に野陣を居て幕を張り、陣賤をきりほどき一の宮へぞ押寄た

り。無性に弓・鉄砲を放ち、追拂んとぞしたりける。山中の里俗、実（氣）<sup>(32)</sup>にして神へ信心をこらし参籠するに、弓・鉄砲の当ること何ぞあるまじきとて騒ざるもの（も）<sup>(33)</sup>あり、又は恐怖して深山へ攀上り、五里、六里を経て人家へ逃入たるもあり。又は深き谷底へ落<sup>(34)</sup>て死し、犬・しゝの食にもなり、三日、四日の饑を忍び、深山の雪に埋り平地に出ることしらざる者もあり。鎗・刀にて切殺たる者有、逃んとて川を飛び越る所をきられて半身は川の向に落、半身は川のかなたに落たるも有。その哀なることいはんかたなし。親族はこれらうらみて、郡上の物頭、帰りもまた龍ヶみね成べし。かの地に集りて親・兄の敵をとらんと、多く龍ヶみねに待たる所、帰り路は岩村・苗木と一所に成て中山道<sup>(35)</sup>へ帰りへ帰り給ふ。

右は全く日待参籠にて、惣工<sup>(36)</sup>のこゝろなしと思ふ者かな。もし又、惣工の有ば郡上の勢来る時、水無瀬川の橋向なる小山廻<sup>(37)</sup>る路にて、上より木・石落しかけば弓・鉄砲<sup>(38)</sup>のちからも不及、路せまくして一方は切立てたる山崖、一方は川也。郡上の勢、（何の）力<sup>(39)</sup>があるらん。依て思ふに、日待に相違はあるまじと云之。苗木・岩村の物頭は中山通りより御出有之候。中にも岩村の物頭三好氏は武道に達して至極仁心の人なるよし聞へける。罪ある者は三好の手に繫んとぞ申けるよし。

其後、ある僧の物がたりに、わが生れは濃州岩村也。飛州騒動の節、岩村家（中）<sup>(40)</sup>三好源太夫（と）<sup>(41)</sup>いふ人、七十歳に

過て物頭役つとめ給ふ。其春、上みの御簡略被仰出候て御馬なども多く御拂に相成候。三好氏は武道に強くして平生一疋の馬は既に不明、身上は至て困窮す。或人、三好にかたり云、上も馬等は相止み成候間、貴公も既を御明け候てはいかがと申ければ、拙者<sup>(42)</sup>（儀）何ほど窮すとも既に一疋を繫くが奉公、当役の持前也とぞ答へける。かゝる所に其冬、かの御奉書到来、物頭<sup>(43)</sup>（役）にて三頭かの地へ出張すべき旨、急ぎ被仰渡候。三好氏、是こそと勢ひて用意をしたりける。かの困窮を外々より憐て、此節の事ゆへ御用意も被成度御事、拝借金にても被願候て可然など申ければ、忝奉存候得共平日の困窮は此一大<sup>(44)</sup>（事）を心がけたるがゆへ也。具足櫃に少々なれども用金用意も有、拝借奉願にも不及とぞ申されける。一番は初更、式番は三更、三番は五更の出立とぞ定りけるに、式頭の馬なくて其用意に遅刻して、三頭とも明七つ時に出立なり。式頭は余り遅刻に及ぶとて、まず／＼駕子にて出かけさせ給ふとかや。三好氏、用意に米売斗宛小呎に入て伝馬<sup>(45)</sup>（に）付させ、野陣の埋めしに焚く用意也。又、木綿三尺切れにして（多く）<sup>(46)</sup>為持たり。是は大切の罪人召捕たる時、寒国の事なれば手錠の上にごこへざる様、卷可申との用意也。其沙汰早く聞て、罪人、三好の手に出たるとぞ聞へける。

犬山里語記 拾遺後編

神武天皇辛酉より、今、文政元戊寅迄凡式千四百七拾八年になりぬ。以後の年曆も文政元年寅迄に算る。

一、産神大御神、御城山より丸山へ御遷座は天文六年丁酉也。今式百八十式年になる。丸山より今の御社地へ御遷座は慶長十式年丁未也。今式百十式年になる。祭礼のはじめは寛永十式年。今百八十四年になる。

一、余坂村稻木神社は明和四年丁亥に田中の森より御遷座。今五十三三年になる。

一、中切村天王社、慶長十年の再建より式百十四年になる。

一、鶉飼町大県宮は寛永十五年に社建立といふ。今百八十老年になる。

一、大本町村神社は元龜二年に建立。今式百四十八年になる。

一、薬師寺境内白山社は寛永五年大本町より御遷座にて、今百九十九老年となる。

一、熊野町熊野権現の社、再建は寛文八年也。今百五十老年になる。

一、木の下村愛宕社、慶長十年の建立。今式百十四年になる。

一、妙感寺七面宮、勧請は天和元年。今百三十八年になる。

一、本光寺妙見宮の勧請、寛文年間の由。凡百五十年になる。

一、赤堀氏の祖民部、其先藤太郎事幸といふ人、弘安六年に犬山に來住すと云。今五百三十六年になる。

一、木の下に御城御築は文明年といふ。凡三百四十年。府志に永享と有、凡三百廿年。三狐尾寺山え移させ給ふは天文六年也。今式百八十老年になる。

一、御当家様御拝領は元和三年丁巳也。今式百式年に成。

一、薬師寺は天平六年申戌。今一千八十五年に成候。

一、常満寺は正応四年辛卯。五百廿八年に成。

一、瑞泉寺、応永廿式年乙未より今、四百四年に成。

一、徳授寺は文明八年丙申より今、三百四十三年に成。

一、祥雲寺は大永の建立より今、式百九十式年に成。

一、先聖寺、延宝四年の建立より今、百四十三年に成。熊野町より易地は正徳五年未也。

一、専念寺は弘治元年より今、式百六十四年になる。

一、妙感寺建立、寛永十七年辰より今、百七十九年に成。易地は寛文八年申也。

一、本光寺、文龜三年より今、三百十六年に成。

一、妙海寺、文龜二年より今、三百十七年に成。

一、西蓮寺、文龜三年より今、三百十六年(に)又云、明応二年より今、三百廿六年に成。

一、浄誓寺、天文元年より今、式百八十七年に成。明応五年、みの国に草建よりは三百廿三年になる。

一、円明寺は大永二年より式百九拾七年になる。

一、本龍寺、明応二年より三百廿六年。今の所へ易地してより式百十年になる。

一、願入寺は寛永十九年より百七拾七年に成。

一、正久寺、天正年より凡式百三十年となる。

一、大工前刀市右衛門家は明徳四年に来住して、今四十五代の孫と云。四百廿六年になる。

一、御城内七軒町より引移りの町人七、八人、又、下本町立石の一族、御城内より出し給ふは凡式百八十余年と見得たり。

右年暦は文政改元の年迄に算たり。

一、織田氏、犬山に城を築き給ふは、みのの国より折々当国を襲ふこれを防ぎ給んと小口の城主遠江守築き給ふ。其身は常に小口に在りて、犬山は武士に守らしむと云。丹羽郡小口村、古名は大久地と云。其里人曰、むかし大久地成しを今小口と改るは、竹腰様御領に成し時、大久地と云村名有りてさし合たるゆへに小口と改め給ふものがたりす。

一、成瀬様御祖は普光院関白前太政大臣良基公也。南朝後醍醐天皇に仕て、又、後小松院。貞和二年に至りて関白に任ず。永徳元年太政大臣に成らせ、同二年摂政と成らせ給ふ。後、三州野口庄中切村に隠居し給ふ(て)、其香華の地は足助御所山普(光)寺也。又、林間村に建祠、祠の称、成瀬明神是也。良基公薨去は嘉慶二年六月といふ。

塩尻云或説に、酒井与四郎源忠則、永享の比、三州鳴瀬村に住す。後、同国大浜下宮移蟄居す。成瀬七郎忠房・太郎左衛門忠親・手正行寺居れり。此三人兄弟にして新田一族大館の末流、遠州井伊谷宮方也。家の紋は酸醬と云也。按ずるに、成瀬氏、今、藤原

氏と称し、堂上其家の裔と云り。是大館成とは別家乎。但、旧伝云、某朝臣配流して三州成瀬村におゐて一男を生む。しかれば宮方の成瀬は母氏哉。書以て後識ものを待つ。酒井又広親母氏、一本に坂井といふ。

一、龍濟庵前任鉄洲楞禅師は隠居して、川向なる伊木村観音堂に閑居し給ふ。文政改元の夏、或農家の晚炊に招かれたり。雷雨しきりに降ければ、わが庵に帰らんと伊木山の桮なる小坂に杖を曳給ふ時、面前九尺にも足ざる所へ大なる火の玉落たり。和尚、是はいかなる事ぞと思ひ立留り給ふに、火の玉われて雷声鳴動し、小草の見ゆる事昼中の如し。雷鳴響て後、元の如く闇夜とぞ成にけり。其身は何の障りもなく帰庵し給ふ。世上にかくのごとく事ありて、其人多くは氣絶し、又は病氣となるもの多し。誠に和尚と云べき人哉と、聞く人、其道力を感じざるはなし。

一、明和年中に鍛冶包重、例年の如く鎌先の米集せんとて順村の折から、丹羽郡丹羽むらの宿、円助といふもの(の)所へ行たり。あるじ不見、其婦に尋ければ、ぬしは久敷病にてあるよし物語りす。仍て出去り、其村を巡らんとて暮頃に隣家へ入りし所、其家にて、円助事は熱病にて久敷平臥す。御出候ても給もの等も御不自由成べし。こなたにて夕飯を給へ給へと云に任て飯す。夫より家々歩行て夜更に円助所へ帰りける。婦人、飯をすむといえども不食して、直に寝所をたのみたり。年々一間に入て寝るに、主、其間に病臥すゆへ、台所より其間の入口に床とりて少しまどろむと、冷りとして目覚たり。これはいかなる事ぞと思ひながら、昼

のつかれに又まどろむと、瓢の如くなるものひやりと又来りて目は覺にけり。扱心得ぬことかなと四方を見廻す所に、庭の隅、厩の脇に小童一人完爾(元)として、瓢を抱て立にけり。是こそ心得ぬものかなと、所持したる国光の短刀をひきよせて鯉口をくつろげ、又来らば指殺んものをと待にけり。此刃とくに恐てや、重ねて来らず。心地よからずして夜の明るをまつ所に、隣村の鐘曉を報ず。早々起て、其婦を起し、われは朝早く用ありて隣村へ急ぐ事有り、朝飯は先にて給可申と、早々に其家を出にけり。三日の後、右円助の前を通り、犬山に帰る折から立よりたれば、円助、平日に不替して囲炉裏に居たり。是は先日参り候節は大病のよし、いかが哉と尋ければ、扱御出被下たる事も不存平臥仕、熱病にて久敷難渋いたし候処、御出の翌日よりこゝろよく相成、もふ平生躰にて御座候。(先日は)<sup>(61)</sup>至て御早々の由、何卒今夜御止宿被下かして申けれども、かねてをそろしく思ふ故に、犬山より迎ひの人の可来筈、是非遅く相成候ても今宵は帰り可申と挨拶して出ぬとす。円助、そすれば堤迄御見送可申と付て出たり。道にて咄しに、一通りの病にても無御座候て、夜な／＼既より小童出て瓢を持ち来る。それを寝所へ入と冷りとして気味悪て、それより発熱して人心を失ひ、久々難儀仕候処、御出の其夜かの小童不來して病氣全快といふ。包重も件の通りをかたり合て、備前国光の劔徳にて其災を除たる事、共に感じたり。<sup>(62)</sup>

一、宝曆年に名栗町木挽伝左衛門と云者あり。強氣にて、或時出来町先の畠へ茄子を取りに行たり。大成猪、いづれよりか来りて伝

左衛門に向ふ。引組てもみ合たり。伝左衛門を助る人もなし。程久しく揉合しに、猪終に外して逃たり。伝左衛門、勢つきて追かけもせず。それより専念寺前坂へ飛び出て、うぬまの婆にをかけ、快教院の藪に飛入て行えをしらず。

一、天明年、宮の後横町より猪の子かけ出て本町通りを登る。内野村幸助といふ者来かゝりて、本町上みの木戸をめて持たる棒にて打殺す。

一、薬師寺戸叩の聖天は格別尊き事也。<sup>(63)</sup>阿心法印の代、下僕、堂の椽に昼寝す。思はずも椽より落て痛み所有り。いろ／＼と療治すといへども不癒。僕思ふに、ひるねの時、尊天のかた、足を指向て其たりを蒙りたるも(不知とて)、<sup>(64)</sup>御神酒(を)<sup>(65)</sup>そなへ御託申上被下(よ)<sup>(66)</sup>と法印へ願ひ、御託申上られたれば右の痛所たちまち平癒と云。

一、前神主大隅守有定と申は名譽の人なり。中切村蔵王社の祠官日比野石見裁許状に上京の節、大隅守上京にて吉田家に居合給ふ。尤、隅州の推挙にて有之。一日晴の衣冠御許状も願の折から隅州申上られけるは、右石見義は蔵王社の祠官にて候得共針綱社の産子也。左あらば、<sup>(67)</sup>持の社は勿論、産神の御祭に<sup>(68)</sup>着用仕候御許状可被下置候旨被願上、此旨御免許なり。又曰、羽黒村太一大見神社祠官宮地築前事、かねて一日晴の衣冠御免許の所、此上当針綱(社)の大祭井稜講の社に祭礼の節、衣冠着用の御免許頂戴仕度願に候得共、吉田家におゐて其例なし。仍之不相済。有定大人、老職に申上られけるは、元来一日晴の衣冠と申は何故に御免許有

之事に候哉と。老職答て曰、是は先年よりの例也。一日上みの御名代として神拝仕候ゆへ也といふ。予も又左こそ奉承知罷在候事に御座候。しかれば社にへも御名代相勤におゐては御免許有之候ても不苦哉に奉存候。是を以て御評儀の上、新規御許容被下候は、追々奉願祠官も可有。御座・御本所へは御礼物献納、其人は願の趣意達し、大悦至極に奉存と申上られて御許状下し賜ひける。有定大人ならでは、かくの取計ひさす人あるまじとぞ思ひ侍候。当御社におゐても当代に格別の事共取計ひ、吉田殿御執奏成し家を二条殿（下）<sup>(71)</sup>の御執奏とし、雲上明鑑にも出たる事等はみな此大人の誉也。（俳士丈草禅師・休楽斎弥五右衛門等は此地の名誉にて）再び出生はあらざるものとしるべし。

一、余坂村にいせ屋長右衛門といふもの有。其性、（生）<sup>(72)</sup>涯放気者にして、人を笑せて楽みとす。里俗、これを甘茶長右衛門と称す。<sup>(73)</sup>鶏冠山金掘の時は宿をして、御簡略中に絹布着用を免じられ、娘をかざりて市中を逍遙す。其身は苗字・帯刀として、其勢ひ当るものなし。又、ある時は後園に数百株の梨を植て一室を構、春風簾に興じて人を招き、老ては六万遍の念仏日課を授り、居士衣にて徘徊す。大なる念珠をつまぐり、歩くにも南無阿弥陀の声止む事なし。いつしか念仏を休て鈴木玄察先生の門人と成し、医業とす。人、問侍れば、念仏もいらぬものや、思ふに日本六拾六ヶ国、霊仏順拜の六部も（生）<sup>(74)</sup>涯仏と背中合なりと（ぞ）<sup>(75)</sup>申て笑せたり。一、下本町橋屋八左衛門といふ者有、兵法をよくす。人呼で、兵法八左衛門といふ。強氣、衆人に勝れたり。御家中の御隠居に東斎

と申御方有りて、八左衛門と交りふかく夜々咄しに來り給ふ。或時、傍人かたりて云、此節栗栖山へ狼出て人を悩すと。兩人、あざ笑して云、其狼を生捕にして人々に見せんものと。翌夜初更<sup>(76)</sup>のころより栗栖山鷹ヶみねに攀上り、待ども狼不來。既に五更にも及ぶと見へしほどに、谷より人足の闇して誰なるか來りたり。八左衛門、声をかけ、誰人ぞや。今ごろ爰に來り給ふはいかなる事ぞと申ければ、答て云、爾は八左衛門なる歟。われは東斎や。昨夜、人の物がたりに狼來りて人を悩すといふ。手どりにして人々に見せんものと、宵間より谷々を搜とも何のさたもなし。全虚説と覺たるぞと申されける。八左衛門答て曰、何ぞ餌を持來り給ふ哉。われは相生三昧<sup>(77)</sup>に立より、生しき足一本掘出し、御覽候へ、わが足にして蓑を着（て）<sup>(78)</sup>寝たるすがたに餌をかひ侍れども何の沙汰なし。もふ暁天にちかし。御同道にて帰り申さんとて鷹がみねを下りける。<sup>(79)</sup>

或時、南隣鍋谷金八、塔野地村に出入の事ありて、とうのじの農夫、棒揃へにて金八へ押入たり。金八はかくれて不出合。かの八左衛門参りて申けるは、皆々私所の裏へ御入候へ。私義は町代役もつとめ、右御挨拶可申と申ければ、其言ばに随ひ八左衛門所へ入たり。裏広し、まづ〳〵御休息可有と云。時刻過ても何の訳立も不申候ゆへ、中にも口を利くもの八左衛門へ向ひ、御挨拶いかかと申ければ、爾等百姓の身分として大切なる御城下へ棒揃にて押かけ不届至極の事也。手前町代役なれば其儘にいたし置がたく、たとへ幾日にもわがこゝろに返すと思ふ迄は吾人も帰す事

不叶。もし又、強て帰らんと思ふものあらば、わが此庭は通すまじ。老の腕のつづく丈けは、これにてうち殺んものと罵たり。こゝに恐れて皆々裏に縮み居たり。其夜、庄屋十右衛門参り、不残御渡し下されかしと云に任て帰したり。此事、町方役所より、八左衛門儀、余り強気に過たり。庄屋十右衛門へ参り、強気を断、過つてこよとありければ、私義、生涯人に過るといふ事なし。此段御断奉申上。併、十右衛門が首取て被参と被仰付候はば、直に参り生首投てさし上げ可申とぞ申上たり。

歳八十五、六のころ、中本町藤酒屋権右衛門と申もの、中切村の若き者と出入有て、かの若者等権右衛門所へ押来らんとす。権右衛門も其用意して辺りの人々に語り合、棒にても遣ふ者六、七人も頼み置たり。皆八左衛門が弟子なり。此事、もし八左衛門へ語りたらば老人の出できたらんも浮雲なし。沙汰いたすまじと申合たる所、亥の刻過る頃、八左衛門来りて、今夜々様の一件ある事を聞、爾等弟子の身分としてわれに不聞はいかがと甚だ腹立す。仍て右申合の事を申述候て、隠居には御帰り候へ、われら六、七人居合候へば勝負にひけは取まじとて強て断、帰り給へと宅へ送り遣し候処、半時計過て宅より尋来り、また何方へか出給ふと云。捜せども不知。こゝかしと捜たれば、凶師町大榎の下に棒突て、老人立にかまへ居給ふ。これはいかに、こゝに居給ふ歟と申ければ、弟子われに不知故、われこゝに来りて老腕のつづく丈けは中切の若き者擲ころし、弟子共に鼻明せぬとぞ申ける。此すがた、中切に聞へて不來といふ。

一、天保三年辰五月、内田村川原に大なる鳥の来りたるを見付て、余坂の人六、七人も走りゆき此鳥を捕へ帰りたり。其形鶺鴒に似て、羽を張る事六、七尺計り也。まだひよこと見て、餌を食むことを不知。其名しる人なし。羽いろ、くろくうすし。十日余り立て少し鼠いろになる。人に不恐して、まづ鱒を餌物にあてたり。或人の云、いせ(の)海にたま／＼見る事有りて、あねこ鳥と云もの也。いかがして木曾川を登り来りたる哉。一月に不遇して死す。

北窓瑣談上巻十一丁に有

伊勢山田の海中に大風雨の後に来る鳥有。ねこ鳥と云。甚だ大にして羽を張れば六、七尺もあり、色黒し。近年、薩摩の人、無人嶋の南海に吹流しが、遂に一つの嶋に着て是非なく爰に留事数年なり。後に又、土佐より漂流せし人有りて、其舟を取繕ひ、辛ふじて無事に帰国せし事ありしに、かの嶋逗留のうちの食に大なる鳥有りて、人を見しらず、人を恐れず、手取にすべき物にて多く得て其肉を食ひしといふ。其鳥、冬は南方に去つて見へず、春・夏・秋のみ其嶋に来る。其すめる時は羽毛白く、海中に出たる時は羽毛黒く変ずとなり。卵の大きひさ、五、六合を入る徳利の如し。さつまへ其たまごを携帰りりとぞ。

右(の)説に付合なるか。



注

- (1) 犬山北小本では、底本の拾遺前編に当るものを「犬山里語記十二」として、「犬山里語記拾遺目録」を載せている。そして底本の拾遺後編に当るものを「犬山里語記十三」とし、「犬山里語記拾遺」と題している。
- (2) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (3) 同右。
- (4) この寄進状と云われるものが瑞泉寺に所蔵されている。（論叢第八号所収の拙稿「瑞泉寺文書（一）」参照。
- (5) 犬山北小本には、この項の内容の次に「瑞泉寺八塔頭并支院の名目」及び「徳授寺の事拾遺」が載せられているが、底本においてはその内容が巻の四（論叢第十一号所収）の本文中に記載されている。
- (6) 巻の一（論叢第五号所収）参照。
- (7) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (8) 同右。
- (9) 同右。
- (10) 犬山北小本には、この項の内容の次に左記の記事がある。  
 「一、文政癸未の春三月の末、神主家の下部、御社地の掃除し侍る其篇にて八幡宮の社壇（壇）を掃ひ、御屋根に落葉の有事を除んとて御前の軒に階子を懸て登んとす。階子はすべりて社壇（壇）にかゝり、其の下部はあぬぎさまに三間余り飛びさり、気絶こそしたりけり。有合たる人、其地に落たる音に驚き、急て立走しみれば顔土色にして青ざめたり。面に水を吹かけて気も付たり。其を（つゝ）の二眼を開て是は犬山成哉と問ふ。慎むべし〜。  
 此御神の御神威厳重なるかな。

- 一、前神主大隅守有定は歳八十式にして上京し、吉田殿にて神体勧請し御相伝相済。是は吉田家にも稀なる事。むかし吉川翁へ御相伝の後は人なし。有定、高年にして御相伝を請られたり。吉田殿より鳩の杖を拝領し、是を家宝とす。」
- 後半の記事内容は、底本の巻の二（論叢第六号所収）の本文中に記載されている。
- (11) 犬山北小本では、「廿八日、群集の中に或御侍の手うち有」と祭礼の本案の日の事件としている。
- (12) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (13) 同右。
- (14) 犬山図書本。
- (15) 犬山図書本・大島家蔵本。
- (16) 同右。
- (17) 同右。
- (18) 同右。
- (19) 同右。
- (20) 犬山北小本には、この項の内容の次に「産社の神人名前の事」が載せられているが、底本においてはその内容が巻の二（論叢第六号所収）の本文中に記載されている。
- (21) 底本・大島家蔵本では「高五百四拾壱石式升」となっており、犬山図書本では「高五百四拾壱石式斗」となっている。そして犬山北小本では「高五百式石六斗八升五合」となっている。
- 『尾張御行記』における今井村の村高は五百二石六斗八升五合となっており、犬山北小本と同高である。この高数にすると高の合計数壱万六百四拾石式斗六升七合と一致してくる。

- (22) 犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本では、「富岡村西組」。  
 (23) 犬山図書本・大島家蔵本では、「真昼に白気」。  
 (24) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (25) 同右。  
 (26) 同右。  
 (27) 犬山図書本。  
 (28) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (29) 同右。  
 (30) 同右。  
 (31) 同右。  
 (32) 同右。  
 (33) 同右。  
 (34) 同右。  
 (35) 同右。  
 (36) 前後の関係から「騒動」と表記すべきところと考えられる。  
 (37) 犬山北小本。  
 (38) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (39) 同右。  
 (40) 同右。  
 (41) 同右。  
 (42) 同右。  
 (43) 同右。  
 (44) 同右。  
 (45) 同右。  
 (46) 同右。

- (47) 犬山北小本。  
 (48) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (49) この項は底本において脱落している。犬山図書本・大島家蔵本・犬山北小本。  
 (50) 松平秀雲編述『張州府志』。  
 (51) 底本ではここから次項の先聖寺の記事を誤写している。そして妙感寺の項の次に先聖寺の項をたてている。  
 (52) 易地以後の年数を記そうとして未記入のままである。  
 (53) 同右。  
 (54) 犬山図書本。  
 (55) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (56) 同右。  
 (57) 天野信景著『塩尻』。  
 (58) 鉄州祖楞は龍濟庵第十五世の住持。文政三年十月廿九日没す。(龍濟寺「過去牒」)  
 (59) 犬山図書本・大島家蔵本。  
 (60) 同右。  
 (61) 同右。  
 (62) 犬山北小本には、この項の内容の次に左記の記事がある。  
 「瑞泉寺にて早々兩度の開山忌有。料の名簿張出し給ふに上方は錢百文、前任衆は五拾文、草寮衆は三拾文、抹席并他山より出頭の平僧は十九文、四來の雲衲は拾文とあり。右は米也。錢百文に米一斗の積にて書出し給ふ。則、応永年中遷化の節の相庭を以て直段とす。常住え納る処は今町相場の直を以てす。則、式升の衆は百文に一升何合づつなれば、其の勘定にて錢を納む。米持参の方は米也。但、玄米。俗徒の出頭も二升

の事也。前日の非常時、当日の斎迄被下る事也。応永の頃は日本銭にあらずして唐銭通用の節、銭の直甚だ貴き事と思へり。」

(63) 犬山北小本には、この次に「むかし堂は南向に有し所、南大門前往還を用夫馬上にて通る時、多くは落馬す。」の文がある。

(64) 犬山図書本・大島家蔵本。

(65) 同右。

(66) 同右。

(67) 同右。

(68) 一日晴装束のことで、一日を限って身分以上の衣服あるいは車馬を用いること。

(69) 犬山図書本・大島家蔵本。

(70) 同右。

(71) 同右。

(72) 内藤丈草。(一六六二―一七〇四) 幼名は林之助。通称は林右衛門本常。犬山で生れて藩士となったが、先聖寺の玉堂和尚に参禅した後、家禄を讓つて上洛した。そして旧友中村史邦の紹介で芭蕉に入門した。

(73) 犬山北小本では、一項目として次の記事がある。

「一、小島弥五右衛門先代休楽齋宋閑といふ者は智謀人に勝て気性高し。士民の差別もなく我氣に入不事は面前に申捨たり。雖然、若輩の者等には能くものを教たり。当代々に富榮て、茶器・軸もの・小道具類に至る迄宝珠と貯事をびただし。此地にても、前神主有定・俳士丈草翁・此宋閑等の如きは前代未聞の人なるべし。」

そしてこの項目に続いて次の記事がある。

「一、白山平天恩池より古き茶釜一つ、誕生仏一たい、むかし掘出したる事有。茶釜は神主赤堀氏に所持す。誕生仏は其後、薬師寺になきとて

貸し置たり。今、薬師寺に有る仏、是なり。」

(74) 犬山図書本・大島家蔵本。

(75) 同右。

(76) 犬山北小本では、「生涯いろ／＼に變じて、甘茶の花と化ける事也とて、人、是を甘茶と云といへり」とある。

(77) 犬山北小本では、この次に「むかしは古道具商人にて、其後、桃矩張目葉を商ふ。」とある。

(78) 六十六部。廻国の修業者。

(79) 犬山図書本・大島家蔵本。

(80) 同右。

(81) 犬山北小本には、この内容以外に次の記事が載せられている。

「むかし古道具せし時、大く屋源兵衛といふもの同道にて岐阜に行、帰路に上川手村を廻るとて茅屋の裏に御所柿の能いろみて木焼たる有り。其見事になること花のごとし。源兵衛、是は能柿也、先づ此家に入て休息せよといふ。あるじの男、茫然として坐たり。甘茶、貴様は病氣(ツマ)なるそふな仕合もの也。手前は犬山の名灸をろし也。きのふ岐阜へ招待にて行し帰り也。爰に休せら貴ふは因縁、名灸をろしてやろうとて、主じの背に数々所の灸点をす。かゝる所へ其婦、柴を負ふて帰りける。主じ、婦に曰く、此方は犬山にて名灸をろし給ふ御人也。休せ給ふて我病を見給ひ、幸成とて今背中に多くの名灸点を居上下たり。御礼申上よと申たれば、婦、殊の外に悦び、御覽の通只青く成りて病となり、歩く事も成がたく、御かげにて全快可仕と謝辞を述侍る折から、何かなと思付て、裏成柿を甘茶甘余ちぎり来りて盆に盛り、不味ものには候へども尅つ上げさせ給へといふ。兩人、称美して是は犬山辺にて終に不見柿也。土産に一、二つ貰ひ帰るべしとて、兩人、ふる敷の中へ二つづつ入れたれ

ば、婦人、強て盆の有丈風呂敷の中へ納めけり。暇乞して出て、道にて源兵衛、甘茶に問ふ。柿はメたり。灸はもし後にて病の障りに成やせんと案じたれば、心遣ひなし、かくの病身故是迄も能く灸を居たると見へて数ヶ所の点有り、其点に皆墨塗て来りといふ。」

(82) 夜間の時間の単位で、夜を初更から五更に分ける。即ち初更は午後八時から十時(一説では午後七時から九時)、五更は午前四時から六時(一説では午前三時から五時)。

(83) 三昧は三昧場のことでもあり、墓地、墓場。

(84) 犬山図書本・大島家蔵本。

(85) 犬山北小本には、これに続いて次の記事がある。

「又或時に夜咄し傍人の曰く、むかしより青塚おけいはんといふ狐はよく人をばかすと申ければ、本齋はわしは八左衛門是より青塚に行てばかされて見はやと、兩人提灯を以て四つ過より出給ふ。かの青塚の茶臼山を数廻りて何の気色もなかりけり。もう帰り可申と桑田村の方へ出て、みなく、兩人物語し、ばかすもみなばかされるものなり。我々をばかす狐もあるものかとのしり合ふて帰る道、既に夜も明がたに成りぬ。もふ町えの提灯は消し可申とて火を吹消したれば、善師の宿の入口に兩人腹を立て、歯がみ成せどもせんかたもなかりける。」

(86) 午後十時。または午後九時から十時の間をさす。

(87) 犬山図書本・大島家蔵本。

(88) 橘南谿(宮川春暉)著の随筆。

(89) 犬山図書本・大島家蔵本。

(90) 『犬山里語記』はこれにて完了であるが、底本には次の如く写本の経緯を記している。

「此犬山里語記は当所中本町梅鉢屋久吾の作也。往古より聞傳・見知り

たる事を細に書しるし侍りたり。後世人の為なり。古今玆ら敷、名譽の人とあらめ。かんずるものなり。こたび赤堀播摩守所持の由、木野村日比野孫右衛門より借り、子孫永統の為に写置もの也。

追言 梅鉢屋肥田半三郎氏休息の際求之

明治三拾有四年辛丑仲春

美濃国加茂郡坂祝村大字勝山木野

小島由松痿書

また、犬山図書本には次の如く記されている。

「安政二乙卯夏六月十二日午時に至て書写畢。原書、当所産社の神職赤堀家の蔵書にて、撰者信易の所写也。永収、予家為老後の翫。

近藤秀胤書写

印印印

一方、犬山北小本では、天保三年の大鳥捕獲の記事などは載っていないけれど、最終に「嘉永六年癸丑五月中旬」と記されている。肥田信易(久吾)が死去したのは天保十一年であり、これは著者の死後十三年に写本されたことを意味している。